

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第11号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条総務部総務課の項中「職員力推進担当」を「職員力推進担当 特別定額給付金担当」に改める

。

第3条総務部総務課の項に次の1項を加える。

特別定額給付金担当

特別定額給付金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。